

# 犯罪被害者等法律援助業務 (犯罪被害者等支援弁護士制度) について

犯罪被害者支援委員会 委員長 小笠原 友輔 (65 期)

## 1 概要

2026 (令和8) 年1月13日、法テラスの犯罪被害者等法律援助業務 (以下「新制度」といいます) がスタートしました。新制度は、一定の重大犯罪の被害者等について、資力要件等を満たす場合には、刑事事件及び民事事件についての弁護士費用の援助を、国費から、原則として償還不要で受けられるというものです。

資力が十分でない犯罪被害者等が、弁護士費用の負担を理由に、必要な法的支援を受けられないということがないように、新制度の活用を積極的にご検討ください。

なお、本稿の内容は2026年3月時点のものです。最新の内容については、当会会員サイトの「マニュアル・書式>国選・当番・法律援助事業書式>犯罪被害者等法律援助」に、法テラスによる解説資料や各種書式が格納されたストレージ (以下「Box」といいます) へのリンクがありますので、そちらをご確認ください。

## 2 新制度の主な内容

### (1) 対象被害者等

2026年1月13日以降に発生した以下の罪の被害者等

- ア 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪 (未遂罪を含む)
- イ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪 (負傷又は疾病の要治療期間が3月以上又は第14級以上の後遺障害が存するもの)
- ウ 不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ若しくは監護者性交等の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪 (未遂罪を含む)

### (2) 資力要件

被害者等及び配偶者の資力 (流動資産) の合計額から当該被害による療養費等を控除した額が300万円以下であること。ただし、配偶者が事件の相手

方である等の場合にはその資力を加算しないことができる。

### (3) 援助の種類

- ア 犯罪被害者等法律相談援助  
同一事件につき3回を限度として利用可能。
- イ 犯罪被害者等代理援助
  - ① 刑事事件への対応：日弁連委託援助事業による犯罪被害者法律援助 (以下「委託援助」といいます) と概ね同様。
  - ② 民事事件の対応：交渉、損害賠償請求訴訟、民事執行、財産開示、民事保全、損害賠償命令申立など (※DV保護命令申立は含まれない)。

### (4) 報酬基準等 (すべて消費税込)

- ア 犯罪被害者等法律相談援助  
5500円 (60分以上の場合は1万1000円)
- イ 犯罪被害者等代理援助  
以下①~③の他に困難等加算報酬などが決定される場合がある。支払時期は原則として援助終結時 (一定の場合に中間払いあり)。
  - ① 刑事事件 (基本報酬)：実費込9万3000円~17万円。一定の活動がない場合は減額される。
  - ② 民事事件 (加算報酬)：民事法律扶助の立替基準に準じる。関連減額が行われる場合がある。
  - ③ 成果報酬：現実に入手した金銭等に対する11% (300万円を超える部分については6.6%)。

### (5) 被害者等に費用負担が生じる場合

- ア 現実に入手した金銭等がある場合：成果報酬
- イ 現実に入手した金銭等から成果報酬及び当該被害による療養費等を控除した額が300万円を超える場合：通常報酬 (基本報酬・加算報酬) 及び成果報酬

### 3 他の制度との関係

#### (1) 委託援助との関係

新制度は、従来、委託援助がカバーしていた範囲と一部重なりますが、新制度が利用できる場合には委託援助は利用できず、新制度を利用する必要があります。

この点、傷害事件において、申込時点で治療期間や後遺障害の有無が不明で新制度が利用できるかわからない場合には、新制度と委託援助の両方を同時に申し込むこともできます。

#### (2) 国選被害者参加制度との関係

被害者参加については新制度の業務に含まれず、国選被害者参加制度を利用することが想定されています。

しかし、国選被害者参加制度の資力要件は200万円以下のため、資力が200万円を超え300万円以下である被害者等は、新制度の利用対象であっても国選被害者参加制度を利用することができません。

そこで、新制度の導入にあわせて委託援助の対象範囲が拡大され、上記の場合の被害者参加も委託援助の対象となることになりました。この場合の報酬の支払時期は終結決定後であり、金額としては国選被害者参加の報酬金額と概ね同様の額が支払われます。

#### (3) 利用できる援助制度のまとめ

2026年1月13日以降の犯罪被害に関する援助制度の関係性をまとめると、以下の表のとおりとなります。

	資力200万以下	資力200万超 300万以下	資力300万超
新制度の対象犯罪	参加：国選被害者参加 刑事：新制度 民事：新制度	参加：委託援助 刑事：新制度 民事：新制度	参加：なし(*1) 刑事：なし 民事：なし
新制度の対象犯罪でない	参加：国選被害者参加 刑事：委託援助 民事：民事法律扶助(*2)	参加：なし(*1) 刑事：委託援助 民事：民事法律扶助(*2)	参加：なし(*1) 刑事：なし 民事：なし

(\*1) 資力が500万円未満の場合、東京都が被害者参加制度を利用するための弁護士費用（最大10万円まで）を助成する制度があります。詳しい要件や申込みの手続については、東京都総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当（直通03-5388-2589）までお問い合わせください。

(\*2) 民事法律扶助については、法テラスの定める収入・資産要件を満たす必要があります。

### 4 利用の手続

#### (1) 基本契約の締結

新制度を利用するためには、あらかじめ法テラスとの間で犯罪被害者等法律援助業務基本契約を締結する必要があります。基本契約の締結は、Boxから申込書入手し、法テラス地方事務所に対して行います。

#### (2) 個別事件の援助申込

必要書類をBoxで確認、ダウンロードし、法テラス地方事務所にFAX又は郵送で提出します。このとき、民事法律扶助とは異なり、【援助申込書・法律相談票・事件調書・資力申告書・住民票の写し】といった書類に加えて、【申込者と受任者の署名押印のある個別契約書及び重要事項説明書】も同時に提出します。

#### (3) 精通弁護士名簿に基づく配点

弁護士が自らの事務所等で相談を受けた犯罪被害者等について新制度を利用すること（いわゆる持ち込み）もできますが、犯罪被害者等から法テラスに相談申込みがあった場合には法テラスが精通弁護士名簿に基づいて弁護士の紹介を行いますので、基本契約の締結とあわせて精通弁護士名簿への登録もご検討ください。精通弁護士名簿への登録には、所定の研修の受講等が要件となっており、申込みは当会に対して行う必要がありますので、詳細は当会人権課（03-3581-2205）までお問い合わせください。